

社会保険委員会からのお知らせ
—平成 28 年度診療報酬改正について—

1. 平成 28 年度診療報酬改正では細胞診関連として、「N004 細胞診 3 セルブロック法によるもの」が収載された。

なお本件は、『悪性中皮腫を疑う患者に対して、穿刺吸引等により採取した検体を用いてセルブロック法により標本作製した場合に算定する』ならびに、『「2」の「穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの」と「3」の「セルブロック法によるもの」を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する』とされている。

(社会保険委員会委員長 稲山嘉明)